

(別添様式1)

社会福祉士養成施設及び社会福祉士学校自己点検票（総括票）

養成施設名： _____

自己点検日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

点検者： _____

事項	点検内容	根拠等	点検結果								
I 教職員に関する事項 1 専任教員	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 専任教員は、一の養成施設（一の養成施設に複数の課程がある場合には、一の課程とする。）に限り、専任教員となっているか。</p> <p>② 通学課程にあつては、養成施設指定規則（又は学校指定規則。以下「新指定規則」という。）別表第2に定める数以上の専任教員が配置されているか。《通学課程に限る》</p> <table border="1"><thead><tr><th>学生総定員の区分</th><th>専任教員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>80人まで</td><td>3</td></tr><tr><td>81人～200人まで</td><td>3 + ((学生の総定員 - 80) / 40)</td></tr><tr><td>201人以上</td><td>6 + ((学生の総定員 - 200) / 40)</td></tr></tbody></table> <p>③ 通信課程にあつては、1人以上の専任教員が配置されているか。《通信課程に限る》</p> <p>④ 専任教員のうち1人は、教務に関する主任者であるか。《通学課程に限る》</p> <p>⑤ 専任教員のうち1人は「相談援助の理論と方法」又は「相談援助演習」を、1人は「相談援助実習指導」又は「相談援助実習」を教授できる者であるか。《通学課程に限る》</p>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人～200人まで	3 + ((学生の総定員 - 80) / 40)	201人以上	6 + ((学生の総定員 - 200) / 40)	<p>養成施設指針7-(3) 学校指針7-(3)</p> <p>養成施設指定規則第3条第1号ニ又は第4条第1号ニ 学校指定規則第3条第1号ニ又は第4条第1号ニ</p> <p>養成施設指定規則第3条第2号ヘ又は第4条第2号ロ 学校指定規則第3条第2号ヘ又は第4条第2号ロ</p> <p>養成施設指定規則第3条第1号ホ 学校指定規則第3条第1号ホ</p> <p>養成施設指定規則第3条第1号ヘ 学校指定規則第3条第1号ヘ</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p> <p>④ (適・否)</p> <p>⑤ (適・否)</p>
学生総定員の区分	専任教員数										
80人まで	3										
81人～200人まで	3 + ((学生の総定員 - 80) / 40)										
201人以上	6 + ((学生の総定員 - 200) / 40)										
2 教員要件	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 通学課程にあつては新指定規則別表第1、通信課程にあつては新指定規則別表第3に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有しているか。</p> <p>② 「相談援助演習」、「相談援助実習指導」又は「相談援助実習」を教授する教員は、通学課程にあつては新指定規則第3条第1号ト又は第4条第1号ト、通信課程にあつては新指定規則第3条第2号イ又は第4条第2号ロに定める教員要件を満たしているか。</p>	<p>養成施設指定規則第3条第1号ニ又は第2号ヘ 学校指定規則第3条第1号ニ又は第2号ヘ</p> <p>養成施設指定規則第3条第1号ト又は同条第2号イもしくは第4条第1号ト又は同条第2号ロ</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p>								

	<p>③ 新指定規則別表第1又は別表第3に定める科目を担当する教員（通信課程における添削指導者を含む。）については、養成施設指針（又は学校指針。以下「指針」という。）に定める教員要件を満たしているか。</p> <p>④ 「相談援助演習」、「相談援助実習指導」又は「相談援助実習」を教授する教員の員数は、それぞれ学生20人につき1人以上が配置されているか。</p> <p>⑤ 通信課程にあつては、添削指導者が配置されているか。《通信課程に限る》</p> <p>【旧カリキュラムに係る事項】</p> <p>⑥ 旧指定規則別表第1又は別表第3に定める科目を担当する教員については、指導要領に定める教員要件が満たされているか。 （注）1人でも要件を満たさない教員が確認されたときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>⑦ 社会福祉援助技術演習が学生20人以下で実施が可能となる数の教員を有しているか。</p>	<p>学校指定規則第3条第1号ト又は同条第2号イもしくは第4条第1号ト又は同条第2号ロ</p> <p>養成施設指針7-(5) 学校指針7-(5)</p> <p>養成施設指定規則第3条第1号チ又は同条第2号イもしくは第4条第1号ト又は同条第2号ロ 学校指定規則第3条第1号チ又は同条第2号イもしくは第4条第1号ト又は同条第2号ロ 養成施設指針7-(2) 学校指針7-(2)</p> <p>養成施設指針7-(4) 学校指針7-(4)</p> <p>旧指導要領5-(6)</p> <p>旧指定規則第5条第1号へ又は第6条第1号へ</p>	<p>③ (適・否)</p> <p>④ (適・否)</p> <p>⑤ (適・否)</p> <p>⑥ (適・否)</p> <p>⑦ (適・否)</p>
<p>3 事務職員</p>	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>○ 専任の事務職員を有しているか。</p>	<p>養成施設指定規則第3条第1号ヨ又は同条第2号ヌもしくは第4条第1号ト又は同条第2号ロ 学校指定規則第3条第1号ヨ又は同条第2号ロもしくは第4条第1号ト又は同条第2号ロ</p>	<p>(適・否)</p>
<p>II 教育に関する事項 1 教育内容</p>	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 教育内容は、新指定規則別表第1又は別表第3並びに指針別表1に定める基準を満たしているか。 （注）1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○</p>	<p>養成施設指定規則別表第1又は別表第3 学校指定規則別表第</p>	<p>① (適・否)</p>

	<p>を付すこと。</p> <p>② 通信課程にあっては、次に掲げる基準を満たしているか。 《通信課程に限る》 ア 印刷教材は、新指定規則第3条第2号ロ又は第4条第2号イに定める内容を満たしているか。 イ 新指定規則別表第3の各科目ごとに、少なくとも1回以上レポートの提出を求め、学生の評価を行っているか。 ウ 印刷教材による授業の時間数90時間（当該印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合にあっては、当該時間数）につき1回以上の添削指導を行っているか。 エ 面接授業の内容は、新指定規則別表第3に定めるもの以上であるか。</p>	<p>1又は別表第3 養成施設指針別表1 学校指針別表1</p> <p>養成施設指定規則第3条第2号ロ～ホ又は第4条第2号イ 学校指定規則第3条第2号ロ～ホ又は第4条第2号イ 養成施設指針8-(3) 学校指針8-(3)</p>	<p>ア (適・否)</p> <p>イ (適・否)</p> <p>ウ (適・否)</p> <p>エ (適・否)</p>
	<p>【旧カリキュラムに係る事項】</p> <p>③ 教育内容は、旧指定規則別表第1又は別表第3に定める基準を満たしているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>④ 通信課程にあっては、次に掲げる基準を満たしているか。 《通信課程に限る》 ア 印刷教材は、旧指定規則第5条第2号ロ又は第6条第2号イに定める内容を満たしているか。 イ 学生の評価に当たっては、旧指定規則別表第3に定める科目ごとに、面接授業時に試験等を実施しているか。 ウ 旧指定規則別表第3の科目のうち印刷教材による授業の時間数81時間につき1回以上の添削指導を行っているか。 エ 面接授業の内容は、旧指定規則別表第3に定めるもの以上であるか。</p>	<p>旧指定規則別表第1 又は別表第3</p> <p>旧指定規則第5条第2号ロ～ニ又は第6条第2号イ 旧指導要領6-(2)</p>	<p>② (適・否)</p> <p>ア (適・否)</p> <p>イ (適・否)</p> <p>ウ (適・否)</p> <p>エ (適・否)</p>
2 授業時間数	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 新指定規則別表第1又は別表第3に定める科目について、学則に定められた授業時間数どおり授業が開講されているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>【旧カリキュラムに係る事項】</p> <p>② 旧指定規則別表第1又は別表第3に定める科目について、学則に定められた授業時間数どおり授業が開講されているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>【新旧共通の事項】</p> <p>③ 1コマ当たりの授業時間は、適正な時間となっているか。 (注) 1コマ2時間相当の授業は90分以上、また、1時間相当の授業は50分以上となっているときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。ただし、通信課程の面接授業にあっては、指定規則別表第3に定める時間数どおり実施するものとする。</p> <p>④ 期末試験等を、学則に定められた授業時間数の内で行う場合、上記③による時間にて実施されているか。</p>		<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p> <p>④ (適・否)</p>

<p>Ⅲ 実習に関する事項</p> <p>1 学生数</p>	<p>【新旧共通の事項】</p> <p>○ 同時に実習を行う学生数は、その指導する実習指導者の員数に5を乗じて得た数（実習指導者1人当たり5人）以下となっているか。</p>	<p>〔新〕 養成施設指定規則第3条第1号カ又は同条第2号イもしくは第4条第1号ト又は同条第2号ロ 学校指定規則第3条第1号カ又は同条第2号イもしくは第4条第1号ト又は同条第2号ロ 〔旧〕 旧取扱細則5-(1)</p>	<p>(適・否)</p>
<p>2 実習内容</p>	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 相談援助実習を行う施設又は事業（以下「実習施設」という。）は、告示第203号に定めるものであるか。</p> <p>② 相談援助実習は、1の実習施設において120時間以上行っているか。</p> <p>【旧カリキュラムに係る事項】</p> <p>③ 社会福祉援助技術現場実習を行う実習施設は、告示第203号に定めるものであるか。</p> <p>④ 上記③による社会福祉援助技術現場実習の実習施設は、すべて厚生労働大臣の承認を受けた行政機関、施設又は事業所であるか。 (注) 1か所でも承認を受けていない実習施設で現場実習が行われているときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>【新旧共通の事項】</p> <p>⑤ 1日当たりの実実習時間は、8時間以内となっているか。</p> <p>⑥ 実実習時間には、いわゆる帰校日や公認欠席（これに準ずる欠席を含む。）が含まれていないか。 (注) 上記に示す帰校日等が含まれていないときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。</p>	<p>養成施設指定規則第3条第1号フ又は同条第2号イもしくは第4条第1号ト又は同条第2号ロ 学校指定規則第3条第1号フ又は同条第2号イもしくは第4条第1号ト又は同条第2号ロ</p> <p>養成施設指針10-(2) 学校指針10-(2)</p> <p>旧指定規則第5条第1号フ又は同条第2号イもしくは第6条第1号ヘ又は同条第2号ロ 告示第203号</p> <p>旧指定規則第4条第1項</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p> <p>④ (適・否)</p> <p>⑤ (適・否)</p> <p>⑥ (適・否)</p>

3 巡回指導	【新カリキュラムに係る事項】		
	① 相談援助実習を担当する教員により、少なくとも週1回の巡回指導が行われているか。	養成施設指針10-(1) 学校指針10-(1)	① (適・否)
	【旧カリキュラムに係る事項】		
	② 実習担当教員により週1回以上定期的に巡回指導が行われているか。 (注) すべての実習において週1回以上の巡回指導が行われていないときは、右欄の『否』に○を付すこと。	旧指導要領8-(3)	② (適・否)
4 実習指導者	【新旧共通の事項】		
	③ 巡回指導記録票を用いて、指導内容及び実習指導者からの聴取内容等を記録しているか。		③ (適・否)
	④ 5年程度の巡回指導記録票が保管されているか。ただし、指定を受けた年度から5年を経過していない養成施設にあっては、その期間とする。		④ (適・否)
	○ 各実習施設における実習指導者については、指定規則等に定める実習指導者の要件を満たしているか。	〔新〕 養成施設指定規則第3条第1号ワ又は同条第2号イもしくは第4条第1号ト又は同条第2号ロ 学校指定規則第3条第1号ワ又は同条第2号イもしくは第4条第1号ト又は同条第2号ロ 養成施設指針10-(5) 学校指針10-(5) 〔旧〕 旧指導要領8-(2)	(適・否)
IV 学則に関する事項	【新カリキュラムに係る事項】		
○ 別添様式に掲げる事項がすべて適正に記載されているか。 (注) 別添様式1の(1)～(26)のすべてが『適』となったときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。	養成施設指針5 学校指針5	(適・否)	
V 学生に関する事項	【新カリキュラムに係る事項】		
	① 本年度の入学者について、学則に定められた学生の定員を超えていないか。(ただし、留年生を除く。)	養成施設指針6-(1) 学校指針6-(1)	① (適・否)
	② 本年度の入学手続時において、入学資格を有することを証する書類を提出させているか。	養成施設指針6-(2) 学校指針6-(2)	② (適・否)
	【新旧共通の事項】		
③ 科目ごとの学生の出席状況が、出席簿等の書類などにより、確実に把握されているか。	〔新〕 養成施設指針6-(3) 学校指針6-(3) 〔旧〕 旧指導要領4-(5)	③ (適・否)	

	<p>④ 指定規則に基づき編成された各科目の出席時間数が、指定規則に定める時間数の3分の2（相談援助実習（旧カリキュラムにあっては社会福祉援助技術現場実習）については5分の4）に満たない者に対しては、当該科目の履修の認定をしないこととされているか。</p> <p>(注) いわゆる公認欠席又はこれに準ずる欠席を「出席扱い」として、当該時間数の3分の2（相談援助実習（旧カリキュラムにあっては社会福祉援助技術現場実習）については5分の4）に含めているときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>⑤ 入学、卒業、成績、出席状況等学生に関する書類（学籍簿等）が確実に作成され、事務局等に保管されているか。</p> <p>⑥ 上記③及び⑤に関する書類の保存に関する規程等が定められ、かつ、書類の分類ごとに保存年限が明確になっているか。</p>	<p>〔新〕 養成施設指針6-(4) 学校指針6-(4)</p> <p>〔旧〕 旧指導要領4-(6)及び(7)</p> <p>〔新〕 養成施設指針6-(7) 学校指針6-(7)</p> <p>〔旧〕 旧指導要領4-(8)</p>	<p>④ (適・否)</p> <p>⑤ (適・否)</p> <p>⑥ (適・否)</p>
<p>VI 施設設備に関する事項《通学課程に限る》</p>	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 新指定規則別表第1に定める教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えているか。</p> <p>② 専門図書及び学術雑誌は、生徒の希望を勘案し、定期的に補充又は更新されているか。</p>	<p>養成施設指針2-(8) 学校指針2-(8)</p> <p>養成施設指針2-(8) 学校指針2-(8)</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p>
<p>VII 変更申請及び届出に関する事項</p> <p>1 学則に関する事項</p> <p>(1) 承認事項</p>	<p>【新旧共通の事項】</p> <p>○ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則を変更したか。</p> <p>(注) 上記に係る自己点検の結果が『有』のときに限り、次に掲げる(1)の承認事項及び(2)の届出事項並びに(3)の関連事項の該当する項目にそれぞれ記入すること。</p> <p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則の記載事項のうち修業年限を変更したか。</p> <p>② 上記①に係る学則の変更について、事前に関東信越厚生局長に対して申請を行い、承認を受けているか。</p> <p>(注) 上記①-1が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>③ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則の記載事項のうち入学定員を変更したか。</p> <p>④ 上記③に係る学則の変更について、事前に関東信越厚生局長に対して申請を行い、承認を受けているか。</p> <p>(注) 上記③が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>⑤ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則の記載事項のうち学級数を変更したか。</p> <p>⑥ 上記⑤に係る学則の変更について、事前に関東信越厚生局長に対して申請を行い、承認を受けているか。</p> <p>(注) 上記④-1が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>令第4条第1項</p> <p>令第4条第1項</p> <p>令第4条第1項</p>	<p>〔有・無〕</p> <p>① 〔有・無〕</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ 〔有・無〕</p> <p>④ (適・否)</p> <p>⑤ 〔有・無〕</p> <p>⑥ (適・否)</p>

<p>(2) 届出事項</p> <p>(3) 関連事項</p>	<p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、次に掲げるいずれかの事項を変更したか。 ア 設置者の氏名及び住所 イ 名称 ウ 位置 エ カリキュラム オ 上記ア～エ以外の事項（上記(1)の学則変更承認に掲げる修業年限、養成課程、入学定員及び学級数に関する事項を除く。）</p> <p>② 上記①に係る事項の変更について、変更後1月以内に関東信越厚生局長に対して届け出ているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>○ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間における学則の変更に際し、大学及び短期大学にあっては文部科学省、専修学校の専門課程にあっては各都道府県に対して学則変更の届出等を行っているか。</p>	<p>令第4条第2項</p>	<p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p> <p>(適・否)</p>
<p>2 実習施設に関する事項</p> <p>(1) 承認事項</p> <p>(2) 届出事項</p>	<p>【旧カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、実習施設の追加等、実習施設を変更したか。</p> <p>② 上記①に係る実習施設の追加等の変更について、事前に関東信越厚生局長に対して申請を行い、承認を受けているか。 (注1) 旧カリキュラムの実習施設に係る変更について、上記②-1が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。 (注2) 平成21年度以降の実習施設の変更については、旧カリキュラムの実習施設に係る変更であっても、新カリキュラムの実習施設と同様に届出で差し支えないこと。</p> <p>【新旧共通の事項】 ※ 上記(1)の(注2)のとおり、平成21年度以降の旧カリキュラムの実習施設の追加等変更については、新カリキュラムの実習施設と同様に届出で差し支えない。</p> <p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、実習施設の追加等、実習施設を変更したか。</p> <p>② 上記①に係る実習施設の追加等の変更について、変更後1月以内に関東信越厚生局長に対して届け出ているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>旧指定規則第4条第1項</p> <p>令第4条第2項</p>	<p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p> <p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p>
<p>3 その他の変更に関する事項</p> <p>(1) 承認事項</p>	<p>【新旧共通の事項】</p> <p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更したか。</p>	<p>令第4条第1項</p>	<p>① [有・無]</p>

(2) 届出事項	② 上記①に係る校舎等の変更について、事前に関東信越厚生局長に対して申請を行い、承認を受けているか。 (注) 上記①が「有」のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。		② (適・否)
	【新カリキュラムに係る事項】 ① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、専任教員を変更したか。 ② 上記①に係る専任教員の変更について、変更後1月以内に関東信越厚生局長に対して届け出ているか。 (注1) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。 (注2) 平成20年度中の専任教員の変更については、届出は不要であること。	令第4条第2項	① [有・無] ② (適・否)
VIII 定期報告に関する事項	【新旧共通の事項】 ① 本年度における施行令第5条に基づく報告の記載内容は、事実が報告されているか。 ② 本年度の報告は、期限内に行われているか。	令第5条 令第5条	① (適・否) ② (適・否)
IX 情報開示に関する事項	【新カリキュラムに係る事項】 ○ 指針別表2に定める内容以上の情報が、インターネットや学生募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供されているか。	養成施設指針11-(1)及び(2) 学校指針11-(1)及び(2)	(適・否)

(摘要)

この自己点検票で用いている法令及び関係通知等の名称は、次のように省略している。

《新カリキュラムに係る法令・通知等》

- ・法：「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)
- ・令：「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号)
- ・養成施設指定規則：「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」(昭和62年厚生省令第50号)
- ・学校指定規則：「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」(平成20年文部科学省、厚生労働省令第2号)
- ・養成施設指針：「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の別添1)
- ・学校指針：「社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針」(平成20年3月28日19文科高第918号・社援発第0328002号文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」の別添1)
- ・告示第203号：「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号ヲ及び第5条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第一号ヲ及び第5条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」(昭和62年厚生省告示第203号)

《旧カリキュラムに係る法令・通知等》

- ・旧指定規則：「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」(昭和62年厚生省令第50号)
- ・旧指導要領：「社会福祉士養成施設等指導要領」(昭和63年1月14日社庶第3号厚生省社会局長通知「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」の別添1)

(別添様式2)

学則に関する自己点検票 (社会福祉士養成施設及び社会福祉士学校)

養成施設名： _____

点検者： _____

チェック項目	点検結果
<p>○ 学則に次に掲げる事項が漏れなく記載されているか。 ※ (1)～(26)のすべてが「適」となったときにのみ「適」とすること。</p> <p>(1) 設置目的 (2) 名称 ※ 学科、専攻、コース名まで記載されているか。 (3) 位置 ※ 養成施設の所在地が記載されているか。 (4) 修業年限 (5) 学生定員 (学生定員とは、「入学定員及び総定員」をいう。) (6) 学級数 ※ 通信課程にあっては、記載されていなくても差し支えない。 (7) 養成課程 ※ 法令の内容を満たしたカリキュラムが記載されているか。 (8) 履修方法 (9) 学年 (10) 学期 ※ 学期の開始日及び終了日が記載されているか。 (11) 休日 ※ 夏季・冬季休校中等に施設実習を予定しているときは、その旨が記載されているか。 (12) 入学時期 (13) 入学資格 ※ 指定規則に定める入学資格を満たしたものが記載されているか。 (14) 入学者の選考 ※ 選考方法が記載されているか。 (15) 入学手続 ※ 手続方法が記載されているか。 (16) 退学 (17) 休学 (18) 復学 (19) 卒業 (20) 成績考査 (学習の評価及び課程修了の認定) ※ 指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2 (実習は5分の4) に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない旨が記載されているか。 (21) 入学検定料 (22) 入学金 (23) 授業料 (24) 実習費等 ※ 学生から徴収する費用は、すべて記載されているか。 (25) 教職員の組織 (26) 賞罰</p>	<p>[適・否]</p> <p>(1) [適・否] (2) [適・否] (3) [適・否] (4) [適・否] (5) [適・否] (6) [適・否] (7) [適・否] (8) [適・否] (9) [適・否] (10) [適・否] (11) [適・否] (12) [適・否] (13) [適・否] (14) [適・否] (15) [適・否] (16) [適・否] (17) [適・否] (18) [適・否] (19) [適・否] (20) [適・否] (21) [適・否] (22) [適・否] (23) [適・否] (24) [適・否] (25) [適・否] (26) [適・否]</p>

(注) 上記の事項について、「学則上、別に定めるところによる」旨が規定されているときは、別に定める取扱規程や細則等にその内容が記載されているときに限り『適』とすること。